

公立大学法人前橋工科大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例
の制定について（議案第27号）

行政管理課

1 制定の理由

地方独立行政法人法の改正に伴い、公立大学法人前橋工科大学の役員が負う損害賠償責任の一部を免除することに関し必要な事項を定める。

2 内容

地方独立行政法人法の規定により条例で定める額（公立大学法人前橋工科大学は、その役員が損害賠償責任を負う額から、当該条例で定める額を控除した額を限度として市長の承認を得てその損害賠償責任を免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。）は、役員が同法人から損害賠償責任の免除に係る市長の承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬等の一事業年度当たりの額に、次の役員の区分に応じそれぞれ定める数を乗じて得た額とする。

区 分	報酬等の一事業年度当たりの額に乗じる数
理事長又は副理事長	6
理事	4
監事	2

3 施行期日

令和2年4月1日